

第 33 号議案

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例 号

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年加東市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表中

英語指導 助手	外国青年招致事業により招致した者		月額 300,000円
	外国青年招致事業により招致した者以外の者	週 29 時間勤務の者	月額 241,000円
		週 23 時間 15 分勤務の者	月額 192,500円
		週 15 時間 30 分勤務の者	月額 128,500円
		週 11 時間 40 分勤務の者	月額 96,500円

を

英語指導助手	週 35 時間勤務の者	月額 310,000円
	週 29 時間勤務の者	月額 256,000円
	週 23 時間 15 分勤務の者	月額 205,000円
	週 15 時間 30 分勤務の者	月額 137,000円
	週 11 時間 40 分勤務の者	月額 103,000円

に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 3 号議案 要旨

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (要旨)

1 改正理由

2020（平成32）年度の学習指導要領改訂により外国語教育を充実させることに伴い、平成30年度から英語指導助手の職務内容が増加するため、英語指導助手の報酬額を改正するものである。

2 改正内容

- (1) 外国青年招致事業により招致した者の項を削ること。(別表関係)
- (2) 英語指導助手の報酬額を改めること。(別表関係)

週 3 5 時間勤務の者	月額 3 1 0 , 0 0 0 円
週 2 9 時間勤務の者	月額 2 5 6 , 0 0 0 円
週 2 3 時間 1 5 分勤務の者	月額 2 0 5 , 0 0 0 円
週 1 5 時間 3 0 分勤務の者	月額 1 3 7 , 0 0 0 円
週 1 1 時間 4 0 分勤務の者	月額 1 0 3 , 0 0 0 円

3 市財政への影響

平成29年度に直接雇用している外国人指導助手は3人（29時間勤務2人、15時間30分勤務1人）で、報酬額の支出見込額は7,326千円である。

平成30年度は、同等の勤務形態で、7,788千円の支出見込となり、462千円の増額となる。

4 施行期日 平成30年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行			改 正 案					
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）					
区分		報酬の額		区分		報酬の額		
(略)		(略)		(略)		(略)		
英 語 指 導 助 手	外国青年招致事業により招致した者	月額	300,000 円	英 語 指 導 助 手	週 35 時間勤務の者	月額	310,000 円	
	外国青年招致事業により招致した者以外の者	週 29 時間勤務の者	月額		241,000 円	週 29 時間勤務の者	月額	256,000 円
		週 23 時間 15 分勤務の者	月額		192,500 円	週 23 時間 15 分勤務の者	月額	205,000 円
		週 15 時間 30 分勤務の者	月額		128,500 円	週 15 時間 30 分勤務の者	月額	137,000 円
		週 11 時間 40 分勤務の者	月額		96,500 円	週 11 時間 40 分勤務の者	月額	103,000 円
(略)		(略)		(略)		(略)		